

令和 7 年度 第 3 回 中標津町上下水道運営委員会 会議録

日 時：令和 7 年 10 月 1 日（水） 19 時 00 分 ～ 19 時 40 分

会 場：中標津町役場 3 階 301 号会議室

出席者：〈委 員〉 9 名

〈事務局〉 10 名

欠席者：〈委 員〉 4 名

1. 開会

2. 挨拶

中標津町長

3. 諮問

中標津町長

4. 議事

報告 第 1 号 答申内容の審議について

報告 第 2 号 令和 7 年度の主な取組について

（業務係長より説明）

5. 質疑・意見等

報告 第 1 号 答申内容の審議について

委 員：「将来世代」の後ろに付いている「未来を担う子どもたち」の部分について、「子どもたち」に限った負担ではない（お店や工場等もある）ので、除いてもいいかと思います。

業務係長：「現役世代」「将来世代」という表現も含めて、再度検討いたします。

委 員：料金回収率が 100%を下回っているのは、滞納している方がいるのも原因なのではないでしょうか。

業務係長：滞納自体は直接の原因ではなく、物価高騰等により費用がかさみ、それを回収できるだけの料金設定になっていないことが原因になります。

委 員：今回の料金改定で、更に滞納が増えていくのではないのでしょうか。

業務係長：現在も給水停止業務や滞納処分等により、未収金の回収や滞納整理を実施しておりますので、係一丸となってより一層強化してまいります。

副委員長：文章中の接続詞「ただし」に対して、逆説的な文章となっていないので、別の接続詞がいいと思います。

業務係長：接続詞を「なお」に変更します。

委員：用途別区分の説明箇所が分かりにくいように感じます。

業務係長：文章を削り、シンプルな表現にするよう修正します。

報告 第2号 令和7年度の主な取組について

委員：滞納額には、延滞金をかけていますか。

業務係長：自治体により条例等で定めており、当町では延滞金をかけていない状況です。

副委員長：給水停止後、納付や連絡が無い方もいるのでしょうか。

業務係長：現在もそのまま閉栓中となっている方はいらっしゃいます。本来であれば、一括納付で開栓となりますが、生活状況等を確認し誓約書を交わしたうえで分納を受け付ける場合もあります。

委員：過年度分の未収金で、連絡が取れない方など絶対に回収できないものは、落とすしか無いんですよね。

業務係長：毎年、状況を確認したうえで選定し、不納欠損処理をするものもあります。

委員：外国人の方で、仕組みが分からなくて水道料金を滞納してしまう場合もありますか。

業務係長：滞納者の中には外国人の方もいらっしゃいますが、丁寧に説明したうえで納付のお願いをしています。（補足：やさしい日本語や英語版の書類を作成、窓口では国際交流員による通訳を実施）

委員：支払方法のうち、口座振替の利用率が66%と高い水準になっている要因は
为什么呢。

業務係長：口座振替は、お客様の口座から直接お引き落としする形となりますので、納
付書に比べて払い忘れが少ないのが強みです。水道契約の際に、口座振替を
推奨するなど、口座振替の件数を増やすよう努めています。

6. その他

いただいた意見をもとに答申書を修正し、後日、委員長と協議のうえ最終案を作成する。
最終案を委員全員へ送付し、内容に問題等なければ、決定稿とする。日程調整のうえ、
委員長から町長へ「答申」を実施する。

また、水道料金については、直近の料金改定は必要ないものとした。

(了)

【会議の様子】

